

公立大学法人北九州市立大学における自動販売機設置事業者選定
プロポーザル実施要領

1 募集の趣旨

公立大学法人北九州市立大学（以下「本学」という。）では、次に掲げる学生や大学教職員の利便性向上等を目的に、飲料等自動販売機を設置することとし、設置事業者を公募型プロポーザル方式により選定します。

なお、本件は、本学における飲料等自動販売機の設置にあたり、売上手数料等の提案を条件とする公募として実施するものです。

2 募集物件（全て北方キャンパス）

物件	建物	設置場所と台数	概要
A	本館	1階（1台）	食品等と清涼飲料水の複合機（女性用衛生用品追加可）
B	本館	2階（1台）	
C	本館	3階（1台）	
D	本館	地下1階（1台）	
E	体育館	体育館内（1台）	
F	本館	1階（1台）	アイスクリーム
G	屋外	青嵐グラウンド(3台)	清涼飲料水、食品等と清涼飲料水、アイスクリームのいずれか
H	屋外	日の出グラウンド(1台)	

3 設置期間

設置日から2028年3月31日まで

4 選定スケジュール

項目	日程
実施要領等の公表	2025年5月28日（水）
質問受付締切	2025年5月30日（金）
質問回答	2025年6月4日（水）
企画書等提出締切	2025年6月13日（金）
書類審査結果通知	2025年6月中旬

5 提案の内容

応募にあたって、次の事項について提案してください。

（1）売上手数料率

売上手数料（使用料とは別に本学に納付）の手数料率（％）を提案してください。

（２）自動販売機の機能

省エネ性能、環境配慮型、ピークカット機能、災害時飲料提供機能、キャッシュレス決済対応等

（３）販売品の種類、品揃え

様々なニーズに応える種類・品揃え

A～E、G・H：食品等、飲料（冷・温）

F：アイスクリーム

（４）業務対応体制

販売品の補充、使用済容器回収及び故障時の対応

（５）その他独自の取組

学生や教職員等への利便性向上等に資する独自の取組があれば提案してください。（提案は任意ですが、事業者選定の評価に含みます。）

6 応募の資格

応募者は、申込時において、次に掲げる要件を全て満たしていること

- （１）地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- （２）公立大学法人北九州市立大学及び北九州市から指名停止を受けている期間中ではないこと。
- （３）会社更生法第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- （４）民事再生法第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- （５）破産法第18条又は第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- （６）北九州市及び福岡県暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- （７）福岡県内に販売・営業活動を行う本・支店又は営業所があること。
- （８）商品販売に必要な営業許可を有していること。
- （９）過去5年間において、国（独立行政法人等を含む。）や地方公共団体（公社等を含む。）又は大学法人と自動販売機の設置実績を有しており、誠実に履行した実績を有すること。

7 設置にあたっての条件

提案の内容に関わらず、飲料等自動販売機の設置にあたっての条件は、次のとおりです。

(1) 使用料

1台あたり月額960円（G・Hは1台あたり月額390円）とします。納付は、1年分を前納してください。

(2) 売上手数料

設置事業者は、飲料等自動販売機の毎月の売上の合計額に、提案の売上手数料率を乗じた売上手数料を納付してください。納付は、4月から9月までを前期、10月から翌年3月までを後期とし、各期分を各期終了の翌月末までに本学に納付してください。

(3) 設置及び撤去に係る費用

設置及び撤去に係る費用は、設置事業者の負担とします。

(4) 電源確保

自動販売機に要する電力は、電力事業者から単独引込にて確保することとし、設置事業者が工事及び電気料金支払に関する手続きを行ってください。

ただし、本学設置の既存電源（外部コンセント）が設置されている箇所については、使用電力量が計測できる子メーターを取り付けの上、使用電力分の電気料金を、本学に納付してください。

(5) 制限

次のことを遵守してください。

ア 許可物件を飲料等自動販売機設置以外の用途に供してはならないこと。

イ 飲料等自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならないこと。

ウ 飲料等自動販売機設置管理事業の全てを第三者に委託してはならないこと。

エ 販売品目は、酒税法（昭和28年法律第6号）による酒類又はその類似品を除くこと。

オ 販売価格は、標準販売価格以下とすること。

(6) 飲料等自動販売機の仕様等

設置する飲料等自動販売機は、次に掲げる条件を満たした仕様としてください。

ア 大きさは、高さ2m以内、重量約600kg以下とすること。

イ デザインは、障がい者等の利用のしやすさに配慮したユニバーサルデザインとすること。

ウ 新500円硬貨及び1,000円紙幣（新紙幣含む）が使用できること。

(7) 販売品目

飲料自動販売機で販売する品目の形態は、次のいずれかの内容とします。

ア 缶、ペットボトル、紙パック、瓶など密閉容器に入ったものとし、カップ抽出式飲料などその他の形態による販売は行わないこと。

イ 本学が指定する品目。なお、商品補充等にかかる経費は設置業者が負担すること。

(8) 維持管理責任

次のことを遵守してください。

ア 飲料等自動販売機の維持管理は、設置事業者が行い、常に商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

イ 空容器の回収は、設置事業者の責任で適切な頻度で回収し、分別・リサイクルして処理すること。また、空容器の回収容器は、風等で転倒しないよう対処するものとする。

なお、本学はこれを一切行わず、設置事業者の責任により維持管理するものとする。

ウ 飲料等自動販売機の設置にあたっては、転倒防止等、安全に十分配慮すること。

エ 設置事業者は、飲料等自動販売機設置後、定期的に安全面に問題がないか確認すること。

オ 飲料等自動販売機の故障、問合せ及び苦情については、設置事業者の責任において解決を図ること。

カ 苦情・トラブル等の連絡先を、飲料等自動販売機のわかりやすい場所に大きく明示すること。

キ 設置事業者は、業務の委託先を変更する場合は、あらかじめ本学に申し出た上で、本学の承諾を受けること。

ク 設置事業者は、飲料等自動販売機の機種交換等を行う場合は、あらかじめ本学に申し出た上で、本学の承諾を受けること。

ケ 本学は、本学の責によることが明らかな場合を除き、当該飲料等自動販売機及び空容器の回収容器に係る盗難事故や破損事故等に関しては、その一切の責任を負わないこととする。また、設置事業者は、飲料等自動販売機が故障、毀損、汚損又は紛失したときは、速やかに復旧することとし、復旧に係る経費は、設置事業者が負担すること。

コ 飲料等自動販売機の設置によって第三者が生じた事故が、本学の責に帰さない事由による場合は設置事業者が補償すること。

サ 毎月の売上本数及び売上高を記した売上報告書を作成し、ひと月ごとに本学に提出すること。

シ 本学がやむを得ない事情により、一時的に大学の全部又は一部の供用を中止したことに伴う飲料等自動販売機の売上の補償は、原則として行わないこととする。

(9) 原状復旧

設置事業者は、飲料等自動販売機を撤去するときは、設置事業者の責任のもとに原状復旧を行い、本学の確認を受けることとします。

(10) その他

要項に定めのない事項については、協議の上決定することとします。

8 質問及び回答

(1) 質問受付期間：2025年5月28日～5月30日

(2) 質問提出方法

質問は、会社名・担当者名・連絡先を明らかにしたうえで、質問書[様式4]により事務局に持参、郵送、又は電子メールにより提出してください。郵送、電子メールの場合は、必ず事務局へ到着を確認してください。なお、電話、口頭による受付は行いません。

(3) 提出先：「12 問い合わせ及び書類の提出先」のとおり

(4) 回答について

2025年6月4日（水）までに本学のホームページに回答を掲載します。再質問はできません。

9 参加申込書及び提案書の提出

(1) 必要な書類

ア 参加申込書 [様式1]

イ 事業者概要 [様式2]

ウ 業務実績調書 [様式3]

エ 提案書 [様式任意]

「5 提案の内容」に従い、提案書をA4サイズで作成したものを5部（正1部、副（写し）4部）提出し、持参又は郵送で提出してください。

なお、郵送の場合は受付期間内に必着とし、発送後であっても未着の場合の責任は応募者に属するものとし、期間内の提出がなかったものとみなします。

(2) 受付期間

2025年6月13日（金） 17時必着

(3) 提出先：「12 問い合わせ及び書類の提出先」のとおり

10 候補者の選定方法及び結果の通知について

(1) 選定方法

ア 「公立大学法人北九州市立大学における自動販売機設置に係る公募型プロポーザル選定委員会」を設定し、選定委員会は、事前に提出された提案書等に基づき、提案の内容を総合的に評価し、合計点で最高点を獲得した応募者を設置予定事業者とします。

イ 選定委員会では、提案内容を評価基準（別記のとおり）に基づいて採点します。

ウ 審査得点が同点の場合は、応募者によるくじ引きで上位を決定します。

(2) 結果の通知

評価の結果、設置予定事業者に選定された者及び選定されなかった者に対して、その旨を書面により通知すると共に、後日本学ホームページで公表します。

なお、評価結果の異議申し立ては受け付けません。

また、選定委員会における評価に関する資料について公開を求める場合は、情報公開請求に基づき非公開情報に該当する部分を除き、公開するものとします。

(別記)

提案内容	評価基準	配点
(1) 売上手数料率	・提案書に記載された売上手数料のうち最も効率なもの（A）を50点とし、その他の提案（B）は百分比により配点を行う。 配点＝50点×B/A	50
(2) 自動販売機の機能	・省エネ性能、環境配慮型、ピークカット機能、災害時飲料等提供機能、キャッシュレス決済対応等	10
(3) 販売品の種類、品揃え	・様々なニーズに応える種類、品揃え	10
(4) 業務対応体制	・販売品の補充、使用済容器回収及び故障時等の対応	10
(5) その他独自の取組 【任意提案】	・学生や教職員への利便性向上等に資する独自の取組があれば評価	20
合 計		100

1 1 設置予定事業者決定後の手続き

設置予定事業者には、設置予定事業者決定通知後速やかに「固定資産使用許諾契約書」を締結していただきます。

1 2 問い合わせ先 〒802-8577 福岡県北九州市小倉南区北方4-2-1

公立大学法人北九州市立大学 総務課 経理係

担当：白石・森口

電話番号：093-964-4006

メールアドレス：keiri@kitakyu-u.ac.jp